

宮崎県立宮崎農業高等学校 部活動に係る活動方針

1. 運動部活動の基本的な考え

運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、計画的に実施するものである。

全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2. 運動部活動の活動について

(1) 活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日

平日1日以上、週休日等1日以上を週2日とする。

(3) その他

- ・定期考査1週間前から考査最終日の前日まで、原則として部活動を行わない。
- ・定期考査後1週間以内に公式試合が予定されている場合は、1日1時間程度の活動を許可する。ただし、「部活動許可願」を提出する。

3. 大会参加について

部活動として参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担にならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。

4. 運動部活動の運営について

(1) 体罰等の禁止について

運動部活動等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。